

1) はじめに：本日の私の発言の趣旨

ー 時間が 10 分と限られているため、要点のみの説明に止め、詳しくは参考資料をお読み願いたい。

ー せっかくの貴重な機会なので、敢えて実現可能性は必ずしも加味せず、理想論的な提言も含めることをお許し願いたい。

ー 共生社会の実現に必要な視点については、次の配布資料 2 点をご一読願いたい：

① 2010 年 2 月 20 日に行なわれた「外務省, 神奈川県, 国際移住機関(IOM)主催 「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」 テーマ 1 分科会 (分科会コーディネーター アンジェロ・イシ) の成果物である、「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言」 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/pdfs/foreign_teigen.pdf)。そこでは例えば「多文化共生」や「外国人」などに対する「無関心層」に働きかけることの重要性に言及している。

②『Journalism 5 月号』(朝日新聞社発行)に私が寄稿した「移民をチーム日本に迎えるには ～ 在日ブラジル人 1 世の提言」。そこには「官民」の双方に向けた提言を綴っているが、本日は「民」に向けた提言は省略し、「官」や「政」に向けた問題提起や提言を優先する。

ー そこで以下、本年に施行された「改正入管法」および昨年末にスタートした「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(本年 6 月 18 日発表の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」で加えられた新規の対応策を含め)の評価と提言を中心に述べたい。

2) 入管法改正をめぐって

ー いかなる在留資格で滞在する者に対しても、「家族の帯同」は認めるというのを大原則とすべきである。新設された「特定技能第一号」に対しても、日系 4 世に対しても、「家族の帯同」禁止を見直していただきたい。詳しくは Journalism 5 月号の原稿をご参照願いたい。そこで書いているとおり、家族の帯同を認めるのは人道主義的な理由のみならず、在留外国人の統合を促す上でも有意義であり、かつ本国への送金が減少して家族単位で日本での消費額も増えることから、日本経済の内需拡大への貢献も期待できる。

－ 「日系4世」ビザが昨年、新設されたが、日系4世に課せられた極めて厳しい条件（年齢制限：18～30歳、滞在期間の制限、家族の帯同禁止、そして何より、自分自身でビザ申請ができず「受け入れサポーター」に依存しなければならないという設計）はいずれも見直し（廃止）していただきたい。ビザ申請や更新において一定の日本語能力を必要条件とするという点に限っては、社会統合を促す上で残して良いと考える。この点については、参考資料の「第60回海外日系人大会宣言」(<https://www.nikkeishimbun.jp/2019/191012-62colonia.html>)もご参照願いたい。以下はそこからの抜粋である：

「(3) 海外日系社会では四世以降の若い世代に日本で学びたい、働きたいと考える者が多数いますが、四世ビザの条件は厳しく、同ビザによる来日者数は極めて少ないのが現状です。日系四世以降の世代にも三世までの世代と同様に、日本の在留資格について特別の配慮を求めます。」

－ 同大会宣言では重国籍の容認に道を開くことも提言されているが、重国籍をより柔軟に許容する法改正も前向きのご検討をお願いしたい。全面的な生地主義の導入が難しいとしても、せめて永住者の子として日本で生まれた者には日本国籍を付与しても良いのではなかろうか。

－ 日本版US-VISIT（入国時の指紋等個人識別情報提供の義務付け）、いわゆるバイオメトリックス認証）の対象者の限定：国際空港での入国許可審査の際には、現状では「再入国(Reentry)」の列に並ぶ在留外国人も、「外国人」の列に並ぶ者と同様に指紋データの採取と顔写真撮影を強要されている。しかし、テロ防止や不法入国（不法滞在）の抑止を目的とするのならば、「再入国(Reentry)」対象者の指紋および顔画像の提供は免除すべきである。少なくとも厳しい審査を経て永住者資格を取得した外国人は（すでに特別永住者がそうであるように）対象から免除すべきである。

3) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」をめぐって

－ 多文化共生社会の定義や理想的な在り方については議論が尽きないと思われるが、国として「多文化共生社会」の実現に向けて総合的対応策という形で本格的に取り組んでいることはとても喜ばしいことである。6月の「充実」で【新規】で打ち出された「母子健康手帳の多言語化」や「雇用管理に役立つ多言語辞書の作成」なども頼もしい施策である。

－ そこで確認すべきは、様々な対応策が実際にどのように運用されるかという点である。例えば11ヶ国語（その後、14ヶ国語に拡大）で多言語の情報を提供するという様々な施策が打ち出されているが、徹底的な翻訳・通訳の質保証が求められる。例えば私が

詳しいポルトガル語の訳文に限っても、国レベル、自治体レベル共に、誤記、誤訳、文法的な間違いなどが散見される。そして通訳を要する局面においても、誤訳や曖昧な通訳が災いして、外国人家族の生活設計が狂ったという事例もある。2009年に厚生労働省が打ち出した「帰国支援事業」では、各地で開かれた説明会での不十分で不正確なポルトガル語訳のせいで、多くの日系人は誤った認識に基づいて再入国許可と引き換えに帰国支援金を受給するか否かという重大な決断を下した。例えば「3年を目処に」の「目処に」がほとんど伝わっていなかった。詳しくは私が書いた論文（「在日ブラジル人/デカセギ移民 ～ 帰国支援事業の受給者に着目して」日本移民学会編『日本人と海外移住』明石書店、2018年）を参照されたい。

－ 多言語化にまつわる各施策の成功のためには、翻訳・通訳者の育成に特化した施策の新設が望まれる。とりわけ「マイナー」と言われる言語が堪能な日本人の育成、あるいは逆にそれらマイナーな言語のネイティブ外国人に高度な日本語教育を促すという人材育成も歓迎される。この翻訳・通訳には言語能力のみならず、同時通訳や逐次通訳のスキルを身につけさせる教育を含めることが望まれる。なお外国人の日本語教育については、今年、新設された「日本語教育推進基本法」の枠組内で「高度な翻訳・通訳の要請プログラム」を導入するということも考えられる。

－ 「外国人共生センター」の新設に賛同する。しかしその名称、趣旨および守備範囲には検討の余地があると考え。具体的には、地域住民に対して外国人に関する情報提供・意識啓発の拠点になるという機能も並行して果たして欲しい。すなわち、情報提供のターゲットは「外国人」に限らず、地域住民全般が外国人に関する理解を深めることが可能な施設（センター）になることが望まれる。その根拠は、多くの地域住民が在留外国人に関する基本的な知識や情報が不足しているがゆえに、不必要な不安を抱えているからである。そういう漠然とした不安感を払拭するためには、多文化理解を促す一過性のイベント（講演会など）に限らず、公共施設で常時、在留外国人と会話できる窓口が設けられるのが望ましい。「外国人が先生」という形で小・中学校に講師（ゲストスピーカー）として派遣する制度や、図書館や公民館で「多文化の”語り部”」を務める制度など、様々な具体策の可能性がある。

－ 外国人差別を禁止する国内法制定の必要性についてはここ数年、議論が重ねられ、一昨年にヘイトスピーチ対策法が成立したことによって、一步前進したといえよう。しかし、この法律には様々な限界があることも忘れてはならない。まず、理念法であって、違法者に罰則を与えるわけではない。そして明確な（見えやすい、声高な）ヘイトスピーチ的言動しか対象にならないという限界もある。周知のとおり、日本に在住する外国人が最も頻繁に直面する不当な扱いは、無言で無理解な不動産所有者による「外国人お

断り」の入居差別である。つまりどこにでもいそうな「善良な市民」が国籍による差別を重ねている。

ー 外国人代表者会議の設立：自治体によっては、すでに外国籍住民の代表者会議が設置されているが、「総合的対応策」の一環として、外国籍住民の人口の大小を問わず、全自治体において代表者会議の設立を促すことを提案する。このような代表者会議を設立する利点としては、①外国人住民のニーズを聞き取ること、そして②行政府がその地域に在住する外国人住民のリーダー層を把握し、彼ら彼女らと密に連絡が取れる関係性が構築されることによって、大災害などの非常事態の場面においてより迅速かつ効率的に外国人住民に対する救助や情報提供等の対応が可能になることが挙げられる。

なお、この代表者会議は市区町村レベル、都道府県レベル、さらには国レベルでも設置することが望ましい。

ー 外国人の母国語（継承語）への配慮：外国人の日本語教育については、日本語教育推進法で劇的な進展が期待できるが、外国人がそれぞれの出身国の言語や文化を次世代に継承できるためには（そして親子のコミュニケーションや子供のアイデンティティ確立のためにも）、総合的対応策で国として明確に継承語教育の重要性を推奨し、関連プログラムを推進することが望まれる。

ー 理想論であることを承知の上で提言したいのが（在留外国人の統計を踏襲すれば、トップ5は中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語）の「バイリンガル学校」の設立である（バイリンガルというよりは、英語も通常どおり教えるので実質的にはトライリンガル教育が想定される）。例えばブラジル人が集住する都市においては、日本語およびポルトガル語のバイリンガルの公立学校を設置する。これは「外国人のためのエスニックスクール」では決してない。同じクラスメイトとして多言語教育を受けた日本人と外国人の児童が、今後の「共生社会」の担い手として育成される教育である。米国フロリダ州には参考になる先例がある（マイアミ市の公立学校で、英語／スペイン語、英語／ポルトガル語の2コースの選択肢があるものがある。）。

おわりに：

総合的対応策が運用レベルにおいて成功する鍵は、絶えず変化する外国人住民のニーズをいかに的確に捉えるかという点にかかっている。例えば「パブリックコメント」を日本語のみならず他の言語でも受け付けるようにすれば、日本語で書けない外国人も意見が出しやすくなるだろうし、この「『国民の声』を聴く会」においても、通訳

者を手配して日本語が話せない外国人コミュニティリーダーを招いて話を聞けば、対応策の改善につながる新たなヒントが得られるかもしれない。